１４号　令和２年６月２９日

＜学校教育目標＞　**ともに伸びる**

校長だより（職員編）

呉市立市阿賀小学校
安宗　誠

管理職に速やかに報告すべきことは？

組織で仕事をしている以上，組織員が仕事上の情報を共有するのは当然のことです。情報共有は，組織力を高め，生産性も上げるために不可欠です。中でも，日々生起する問題については，速やかに管理職に報告することにより，一つ一つの問題を組織的に速やかに解決を図っていくことが重要です。

では，どこまでを管理職に速やかに報告すべきなのでしょうか？

生徒指導事案と怪我に限って，今一度確認しておきたいと思います。

＜生徒指導事案＞

＊電話，家庭訪問等の手段を問わず，とにかく**保護者連携が必要と感じた事案**については，速やかに事実確認を行った時点で！

＊**児童が下校した後では，NG。**

＜怪我等＞

＊**首から上の怪我は直ちに！**

＊**生徒間のトラブルによる怪我は直ちに！**

＊**保護者連携が必要な怪我**

※　7月6日（月）から元の時程にもどします！
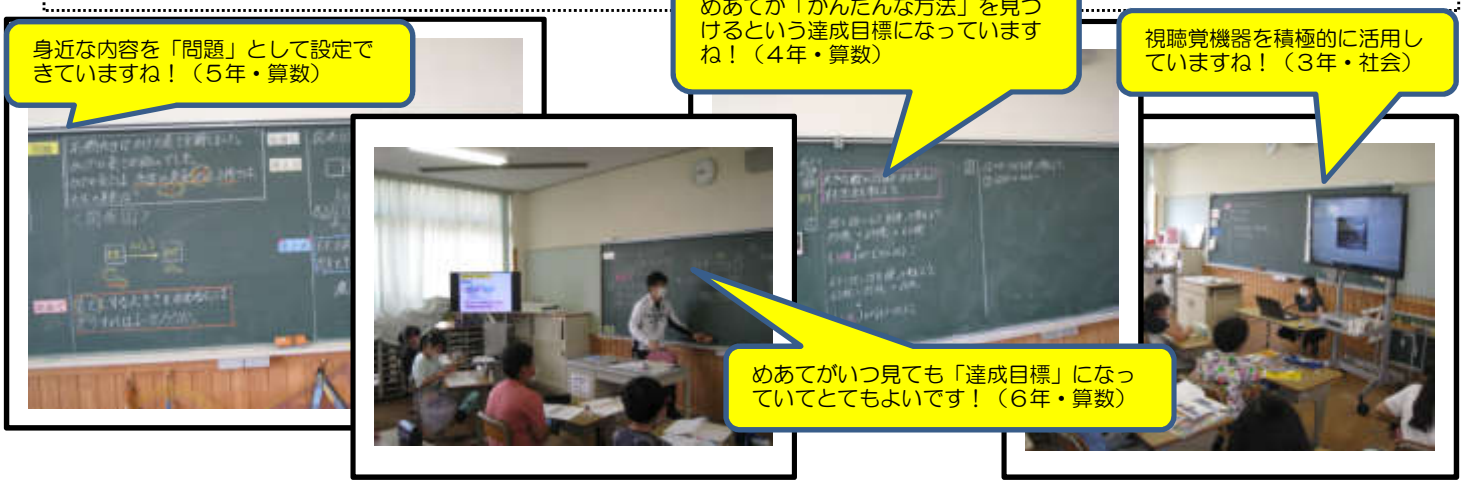
長期の臨休に伴う授業の遅れの挽回状況を確認したところ，主要教科については，どの学年とも順調であり，来週７月６日（月）から「７時間授業が可能な時程」を解いても，２学期からは進度の遅れなく授業を進めることができることを確認しましたので，「７時間授業が可能な時程」は今週までします。来週からは年度当初の時程に戻します。